
E A 21 環境経営レポート

対象期間（平成31年3月～令和2年2月）

発行日：令和2年6月20日

有限会社 ユー・ピー・アート

〒837-0917 福岡県大牟田市大字草木201番地
TEL :0944-52-7292 FAX :0944-51-6433/0944-53-0045
E-mail :upart@sea.ariakenet.com

| | | |
|---------------------------------------|-------|---------|
| 0 :目次 | ----- | 1P |
| 1 :組織の概要 | | |
| 2 :対象範囲(認証・登録範囲)・レポートの対象期間 | ----- | 2P |
| 3 :環境経営方針 | ----- | 3P |
| 4 :実施体制 | ----- | 4P~5P |
| 5 :環境経営活動計画 | ----- | 6P |
| 6 :環境経営目標(次年度以降の中間目標を含む) | ----- | 7P~8P |
| 7 :環境経営目標の実績 | ----- | 9P~13P |
| 8 :環境経営活動取組結果とその評価、次年度の取り組み内容 | ----- | 14P~17P |
| 9 :環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 | ----- | 18P~22P |
| 10 :代表者による全体評価と見直しの結果 | ----- | 23P |
| 11 :総評 | ----- | 24P |

1:組織概要

(1) 事業所名及び代表者名

有限会社 ユー・ピー・アート (代表取締役:杉野憲一)

(2) 所在地

福岡県 大牟田市 大字草木 201番地

(3) 環境管理責任者、及び事務局担当者連絡先

環境管理責任者:丸塚悠平 ・ 事務局:吉田新

連絡先: TEL : 0944-52-7292(代表)/0944-53-0052

FAX : 0944-51-6433

E-mail : upart@sea.ariakenet.com

(4) 事業の概要

ハイテク産業関連プラスチック加工販売及び、樹脂関連看板資材販売・卸
(屋内、各種サインの製造販売)

(5) 事業の規模

・社員数: 14名

・延べ床面積: 3,500㎡ (2社合計)

・売上高: 9900万円 (令和1年度売上高)

(6) 会計年度

3月～翌年2月

2:対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間

(1) 対象範囲(認証・登録範囲) (全組織・全活動が対象)

有限会社ユー・ピー・アート

(2) レポート対象期間

平成31年3月～令和2年2月

3:環境経営方針

環境経営方針

制定日: 平成20年9月1日
改訂日: 令和元年9月20日

有限会社ユー・ピー・アートは、
「ハイテク産業関連プラスチック加工販売、樹脂関連看板資材販売・卸」
「屋内、各種サインの製造販売」
以上の事業活動を通じて、地球と地域の環境の保全を行いつつ社会に貢献します。

- ①: 環境経営に積極的に取り組むために、環境経営システムを構築し、継続的な改善を行い、環境負荷の低減に取り組みます。
- ②: 環境への取り組みとして、次の事項に取り組みます。
 - 一、地球温暖化防止のためのCO₂排出量の削減
 - 二、省エネ活動による、電気及び石油使用量の削減
 - 三、省資源活動による、水及び紙使用量の削減
 - 四、廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)の減量化及び再生活動の推進
 - 五、グリーン調達の実施 及び、
化学物質などによる環境負荷の低減と汚染の防止に努める
 - 六、生産に関する環境配慮活動の実施
 - 七、製品中の化学物質の把握と管理
 - 八、地域貢献活動の推進
- ③: 当社の事業活動に関連する環境関連法規制を遵守します。
- ④: 環境経営システムの内容を、全社員に周知徹底し、環境に対する意識の向上に努めます。

有限会社 ユー・ピー・アート
代表取締役社長:

杉野 憲一

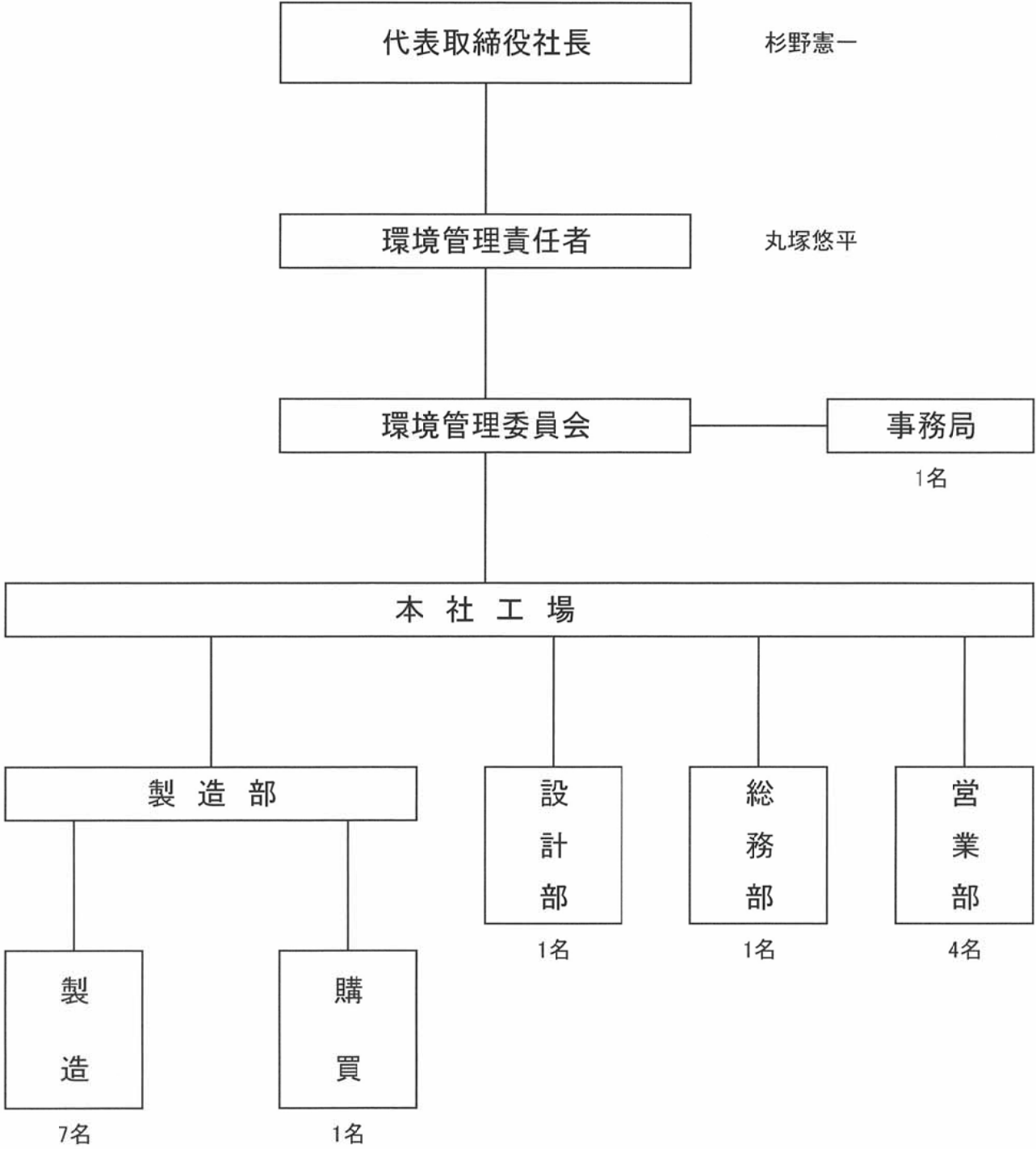
4:実施体制

- (1)社長は、当社の環境管理体制を下図のとおり定める。
- (2)各自の役割、責任及び権限を環境管理マニュアル及び手順書に定め、全社員に周知する。
- (3)社長は、環境経営システムを構築し、その状況を社長に報告する役割を果たす環境管理責任者を指名する。

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| 有限会社 ユー・ピー・アート | | |
| 会社組織図・実施体制 令和元年6月20日 現在 | | |
| 有限会社ユー・ピー・アート(代表取締役社長 杉野憲一)・所属13名 | | |
| 製造部 | 営業部 | 経理・購買 |
| 7名 <small>(内、2名はパート社員)</small> | 5名 <small>(社長含む)</small> | 1名 <small>※購買担当者のみ所属</small> |
| 環境管理委員会:委員6名 | | |
| 委員長(環境管理責任者) (製造部所属) | 丸塚悠平 | |
| 事務局 (営業部所属) | 吉田新 | |
| 代表取締役社長 | 杉野憲一 | |
| 営業部・部長 | 野林廣志 | |
| 営業部・課長 | 松尾久光 | |
| 製造部・課長 | 下藺輝道 | |
| <small>※上記委員は、環境活動における全従業員の指導・監督の役割を担う。 委員会にて、活動の報告・環境活動の方向性の決定を行う。 (委員会は月に1度行う。)</small> | | |

実施体制

| | | | |
|-----------|-----------|-----|-----|
| 作成日 | 改訂日 | 承認者 | 作成者 |
| H20年9月25日 | H28年6月17日 | 杉野 | 丸塚 |



5:環境経営活動計画

| 取組目標 | | 実施項目 | 実施目的/内容 | 実施期間 | 責任者 | 担当者 | |
|------|----------------------------|------------------------------------|------------------|----------------------------|----------------|-----|---|
| 1 | 購入電力量の削減 | ・始業点検の実施(工作設備等) | ・定期指導/教育 | ・通年 | 下 菌 | 梅 崎 | |
| | | ・電力消費抑制(工作設備等) | ・電源管理・稼働状況把握/管理 | | | | |
| | | ・不具合確認(漏電/利用料変動) | 定期点検/メンテナンス | | | | |
| | | 照明の無駄削減/消灯確認(実施/指導) | | | | | |
| | | ・エアコン設定(夏季:27℃/冬季:20℃)(実施/確認/指導) | | ・夏季/冬季 (使用期間中) | | | |
| | | ・エアコン定期清掃(フィルター回り)(実施/確認/指導) | | ・夏季/冬季 (使用期間中) (月1回) | | | |
| 2 | 燃料 使用量 削減 | 1. ガソリン | ・エコドライブ実施 | ・運転意識向上推進 | ・通年 | 松 尾 | 岡 |
| | | 2. 軽油 | | ・使用状況の把握(車両管理者) | | | |
| | | 3. 灯油 | ・ストーブ使用時間/設定見直し | ・定期指導/教育 | | | |
| | | | ・使用状況の把握 | ・定期点検 | ・冬季 (使用期間中) | | |
| | | | ・無駄な使用の削減 | | | | |
| 3 | 水使用量削減 | ・節水表示による意識付け | ・ラベル表示(蛇口廻り) | ・通年 | 吉 田 | 原 田 | |
| | | | ・定期確認/見直し(不備/内容) | | | | |
| | | ・水漏れ確認実施(水廻り) ・不具合確認実施(水廻り/使用量変動) | | ・通年 (月1回) | | | |
| 4 | コピー用紙 使用量削減 | ・用紙節約表示による意識付け | ・ラベル表示(コピー機廻り) | ・通年 | 丸 塚 | 原 田 | |
| | | | ・定期確認/見直し(不備/内容) | | | | |
| | | 再利用(裏紙等)/電子化推進 | ・裏紙等の整理整頓 | | | | |
| | | | ・コピー機廻りの改善/整理 | | | | |
| | | | ・PC利用への切替 | | | | |
| | | | ・(FAX→メール等) | | | | |
| 5 | 廃棄物削減 (一般廃棄物 ・産業廃棄物) | ・分別の徹底 | ・分別方法の定期見直し | ・通年 | 下 菌 | 荒 巻 | |
| | | ・リユース/リサイクル推進 | ・再利用の為の分別推進 | | | | |
| | | ・廃棄物の発生抑制 | ・削減目標の意識付け | | | | |
| | | | ・定期指導/教育 | | | | |
| | | | ・発生量/原因の調査 | | | | |
| 6 | グリーン調達 ・購入の実施 | ・グリーン調達・購入対応品への切り替え促進 | | ・通年 | 野 林 | 岡 | |
| | | ・調達方法/物品の定期見直し ・原材料/購入品の化学物質の把握・管理 | | | | | |
| 7 | 地域貢献活動 | ・会社周辺の定期的な清掃活動 | | ・通年 (月1回) | 杉 野 | 吉 田 | |
| | | ・地域リサイクル活動/貢献活動への積極的参加の促進 | | | | | |
| 8 | 製品中の 化学物質の 把握と管理 | ・使用製品/原材料における化学物質の管理/把握 | | ・通年 | 野 林 | 下 菌 | |
| | | (購入先問い合わせ/資料管理) | | | | | |
| | | ・顧客より問い合わせの際の情報開示(上記情報) | | | | | |
| 9 | 製品に関する 環境配慮活動の 実施 | ・生産効率の改善/上昇 | ・改善ミーティング実施 | ・通年 (月2回) | 下 菌 | 梅 崎 | |
| | | ・不良品の削減 | (安全教育兼) | | | | |
| | | ・在庫の整理/状況把握(原材料等) | ・生産時間短縮による削減 | ・通年 | | | |
| | | | (電力/廃棄物他) | | | | |

備考:

- ・責任者は担当者が役割を果たしているかどうか監督する役割とする。
- ・担当者は直接確認を行う場合と、皆を指導する役割を持つ。
- ・化学物質については極少数の為数値は把握せずに使用上の適正管理を行う。(今後大きく使用量が増加する場合は再調査する。)

6:環境経営目標(次年度以降の中期目標を含む)

| 項目 | 単位 | 目標基準値 ※1 | 3ヶ年計画 | | |
|-----------------------|--------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | 本年度目標値 | 翌年度目標値 | 翌々年度目標値 |
| | | | 令和元年度 (3月～翌年2月) | 令和2年度 (3月～翌年2月) | 令和3年度 (3月～翌年2月) |
| | | | 基準値よりの削減目標値 | | |
| | | | 0.25% | 0.50% | 0.75% |
| 1-1 購入電力量削減(A) | kWh | 1682 | 1678 | 1674 | 1669 |
| CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 737 | 735 | 733 | 731 |
| 1-2 購入電力量削減(B) | kWh | 81026 | 80823 | 80621 | 80418 |
| CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 34679 | 34592 | 34506 | 34419 |
| 1-3 購入電力量削減(A+B) | kWh | 82708 | 82501 | 82294 | 82088 |
| CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 35416 | 35327 | 35239 | 35150 |
| 2-1 燃料使用量削減 ーガソリン | L | 5622 | 5608 | 5594 | 5580 |
| CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 13054 | 13022 | 12989 | 12956 |
| 2-2 燃料使用量削減 ー軽油 | L | 2110 | 2105 | 2099 | 2094 |
| CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 5526 | 5512 | 5498 | 5485 |
| 2-3 燃料使用量削減 ー灯油 | L | 1260 | 1257 | 1254 | 1251 |
| CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 3136 | 3128 | 3120 | 3113 |
| CO2排出量削減(合計) | kg-CO ₂ | 57133 | 56990 | 56847 | 56704 |
| 3水使用量削減 | m ³ | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 4コピー用紙使用量削減 | kg | 175.960 | 175.520 | 175.080 | 174.640 |
| 5 廃棄物削減 (一般・産業廃棄物) | ton | 7.000 | 6.983 | 6.965 | 6.948 |
| 6グリーン調達・購入の実施 | 個 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 7地域貢献活動の実施 | 回 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 8製品中の化学物質の把握と管理 | - | ・使用製品/原材料における化学物質の管理/把握 (購入先問い合わせ/資料管理) ・顧客より問い合わせの際の情報開示(上記情報) | | | |
| 9製品に関する環境配慮活動の実施 | 回 | 24 | 24 | 24 | 24 |

備考:

- ・令和元年度から令和3年度の目標基準値を上記の表の参照とする。
- ・各目標値の算出方法は、H28年度からH30年度の実績値の平均値とする。
- ・購入電力のCO₂排出量の算出には、H29年度の(A)九州電力㈱の実排出係数(0.438kg-CO₂/kWh)と(B)みやまスマートエネルギー㈱の実排出係数(0.428kg-CO₂/kWh)を用いる。(表記は合算値とし、目標設定時点での最新の数値を使用する。)
- ・ガソリンの基準値については、H30年度実績値(5622ℓ)とし、CO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.322kg-CO₂/ℓ)を用いる。
- ・軽油のCO₂排出量の算出には、H30年度実績値(2110ℓ)とし、CO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.619kg-CO₂/ℓ)を用いる。
- ・灯油のCO₂排出量の算出には、H30年度実績値(1260ℓ)とし、CO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.489kg-CO₂/ℓ)を用いる。
- ・購入電力・燃料使用量の数値については、小数点以下は、四捨五入する。
- ・水使用量については、1m³単位とし(測定単位が1m³単位の為)、基準値を毎年の目標値とする。
- ・コピー用紙使用量については、小数点第3位まで記載し、それ以下は四捨五入する。(基準値はH30年度実績値175.960kgとする。)
- ・廃棄物削減については、小数点第3位まで記載し、それ以下は四捨五入する。
- ・グリーン調達・購入の実施については、環境に配慮した製品(種類)に置き換えた回数を記載する。
- ・地域貢献活動の実施については、会社周辺の清掃活動の実施回数を記載する。(目安を月1回とする。)
- ・製品に関する環境配慮活動の実施については、改善ミーティングの実施回数を記載する。(目安を月2回とする。)
- ・項目6・7・9に関しては基準値を毎年の目標値とする。

令和1～令和3年度・目標基準値算出表

| 項目 | | 平成28～30年度・実績値 | | | 令和元～3年度 目標基準値 (前3ヶ年度実績 の平均) | |
|--|---------------------|---------------------|---|---------------------|--------------------------------------|---------|
| | | 平成28年度 (3月～翌年2月) | 平成29年度 (3月～翌年2月) | 平成30年度 (3月～翌年2月) | | |
| 1 | 購入電力量削減—従量電灯(A) | kWh | 1459 | 1699 | 1887 | 1682 |
| | CO2排出量 | kg-CO ₂ | 743 | 865 | 960 | 737 |
| | 購入電力量削減—産業電力(B) | kWh | 89003 | 72900 | 81174 | 81026 |
| | CO2排出量 | kg-CO ₂ | 45303 | 37106 | 41318 | 34679 |
| | 購入電力量削減合計 | kWh | 90462 | 74599 | 83061 | 82707 |
| | CO2排出量合計 | kg-CO ₂ | 46045 | 37971 | 42278 | 35416 |
| 2 | 燃料使用量削減—ガソリン | L | 1598 | 2808 | 5622 | 5622 |
| | CO2排出量 | kg-CO ₂ | 3711 | 6520 | 13054 | 13054 |
| | 燃料使用量削減—軽油 | L | 3929 | 5559 | 2110 | 2110 |
| | CO2排出量 | kg-CO ₂ | 10290 | 14559 | 5526 | 5526 |
| | 燃料使用量削減—灯油 | L | 1541 | 1572 | 1260 | 1260 |
| CO2排出量 | kg-CO ₂ | 3836 | 3913 | 3136 | 3136 | |
| 3 | 水使用量削減 | m ³ | 32 | 24 | 22 | 26 |
| 4 | コピー用紙使用量削減 | kg | 175.840 | 150.880 | 175.960 | 175.960 |
| 5 | 廃棄物削減 (一般・産業廃棄物) | Ton | 2.890 | 5.872 | 5.542 | 7.000 |
| 6 | グリーン調達・購入の実施 | 個 | - | - | 3 | 10 |
| 7 | 地域貢献活動の実施 | 回 | - | - | 24 | 12 |
| 8 | 製品中の化学物質の把握と管理 | - | ・使用製品/原材料における化学物質の管理/把握 (購入先問い合わせ/資料管理) ・顧客より問い合わせの際の情報開示(上記情報) | | | |
| 9 | 製品に関する環境配慮活動の実施 | 回 | - | - | 48 | 24 |
| 項目 | 基準値(上記より) | × | (単位当たり) 排出量 | = | 各排出量基準値 | |
| 購入電力量(A) | 1682 | × | 0.438 | = | 737 | |
| 購入電力量(B) | 81026 | × | 0.428 | = | 34679 | |
| ガソリン使用量 | 5622 | × | 2.322 | = | 13054 | |
| 軽油使用量 | 2110 | × | 2.619 | = | 5526 | |
| 灯油使用量 | 1260 | × | 2.489 | = | 3136 | |
| CO2排出量・基準値(各排出量・合計値)(単位:kgCO ₂) | | | | | = 57132 | |
| 備考: | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・R1年度からR3年度の目標基準値を上記の表の参照とする。 ・各目標値の算出方法は、H28年度からH30年度の実績値の平均値とする。但し、ガソリン・軽油・灯油令和元年の基準値は前年度実績5622、2110、1260とする。 ・購入電力のCO₂排出量の算出には、過去実績分はH27年度の九州電力の実排出係数(0.509kg-CO₂/kWh)を用いる。目標基準値にはH29年度の(A)九州電力(株)の実排出係数(0.438kg-CO₂/kWh)と、(B)みやまスマートエネルギー(株)の実排出係数(0.428kg-CO₂/kWh)を用いる。(目標設定時点での最新の数値を使用する。) ・ガソリンのCO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.322kg-CO₂/l)を用いる。 ・軽油のCO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.619kg-CO₂/l)を用いる。 ・灯油のCO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.489kg-CO₂/l)を用いる。 ・購入電力・燃料使用量の数値については、小数点以下は、四捨五入する。 ・水使用量については、1m³単位とし(測定単位が1m³単位の為)とする。 ・コピー用紙使用量については、小数点第3位まで記載し、それ以下は四捨五入する。 ・廃棄物削減については、小数点第3位まで記載し、それ以下は四捨五入する。 ・グリーン調達・購入の実施については、環境に配慮した製品(種類)に置き換えた回数を記載する。 ・地域貢献活動の実施については、会社周辺の清掃活動の実施回数を記載する。(目安を月1回とする。) ・製品に関する環境配慮活動の実施については、改善ミーティングの実施回数を記載する。(目安を月2回とする。) ・項目6・7・9に関しては基準値を毎年の目標値とする。 | | | | | | |

7 : 環境経営目標の実績

- ・当社における環境負荷低減活動として
 - ・CO₂排出量の削減
 - ・エネルギー消費量（購入電力及びガソリン・軽油・灯油の使用量）の削減
 - ・水使用量の削減
 - ・コピー用紙使用量の削減
 - ・産業廃棄物の削減（分別によるリサイクルを進める・廃棄物の発生抑制）
 - ・グリーン調達・購入の実施
 - ・地域貢献活動の実施
 - ・製品に関する環境配慮活動の実施
- における数値目標の達成に取り組みました。

・平成28～平成30年度の前3ヶ年度の実績値の平均値を削減基準とし、3ヶ年目標（令和元年から3年まで）の目標を立てました。
（ガソリン・軽油・灯油については前年度の実績値を削減基準とした。）

年度ごと変動が大きいため、また長期的な比較を行えるようにする為前3ヶ年度の平均値としました。

令和元年度の環境目標は基準比より0.25%の削減とします。
また3ヶ年目標として、次年度:0.5%・次々年度:0.75%の削減目標とします。

水使用量については、基準値を毎年の目標値とし、検針が1m³単位の為、目標値と実績値が同じ場合、目標達成とします。

- ・上記以外の数値で表せない活動目標についても積極的に取り組みました。

平成31年3月～令和2年2月までを取組結果として以下の通りまとめました。

| 項目 | 単位 | 目標基準値 | 本年度目標値 | 本年度実績値 | | |
|-------------------------|-------------------|---|---------------------------------------|---------|-------|---|
| | | ※1 | (3月～翌年2月) 基準値よりの 削減目標値 0.25% | 3月～翌年2月 | 達成可否 | |
| 1 購入電力量削減 | kWh | 82707 | 82500 | 99003 | × | |
| | ④+⑤ CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 35416 | 35327 | 42394 | × |
| 2 燃料使用量削減 | ガソリン | L | 5622 | 5608 | 5546 | ○ |
| | CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 13054 | 13022 | 12878 | ○ |
| | 軽油 | L | 2110 | 2105 | 2106 | × |
| | CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 5526 | 5512 | 5516 | × |
| | 灯油 | L | 1260 | 1257 | 1120 | ○ |
| | CO2排出量削減 | kg-CO ₂ | 3136 | 3128 | 2788 | ○ |
| CO2排出量削減(合計) (電力・燃料) | | kg-CO ₂ | 57133 | 56990 | 63575 | × |
| 3 水使用量削減 | ※1 m ³ | 26 | 26 | 21 | ○ | |
| 4 コピー用紙使用量削減 | ※2 kg | 175.960 | 175.520 | 181.060 | × | |
| 5 廃棄物削減 (一般・産業廃棄物) | ※2 Ton | 7.000 | 6.983 | 8.631 | × | |
| 6 グリーン調達・購入の実施 | 個 | 10 | 10 | 10 | ○ | |
| 7 地域貢献活動の実施 | 回 | 12 | 12 | 12 | ○ | |
| 8 製品中の化学物質の把握と管理 | - | ・使用製品/原材料における化学物質の管理/把握 (購入先問い合わせ/資料管理) ・顧客より問い合わせの際の情報開示(上記情報) | | - | - | |
| 9 製品に関する環境配慮活動の実施 | 回 | 24 | 24 | 24 | ○ | |

備考:

- ・数値については、電力・燃料は(実績値の合計を含め)小数点以下の数値は切り上げとする。
- ・基準値は、計画の前3ヶ年度の実績を基に前3ヶ年度の平均値とする。
- ・上記に伴い、CO₂排出量基準値については購入電力量・燃料使用量の基準値より、目標値を算出することとした。(数値詳細は数値目標算出表に記載)
- ・なお、CO₂排出量の購入電力の排出計数には平成29年度の④九州電力㈱の実排出計数:0.438(kg-CO₂/kWh)と⑤みやまスマートエネルギー㈱の実排出係数:0.428(kg-CO₂/kWh)を使用(目標作成時点で最新の数値を用いる。)
- ・ガソリンのCO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.322kg-CO₂/l)を用いる。
- ・軽油のCO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.619kg-CO₂/l)を用いる。
- ・灯油のCO₂排出量の算出には、経済産業省・環境省の単位当たりの二酸化炭素排出量(2.489kg-CO₂/l)を用いる。
- ※1水使用量については検針が1m³単位の為、目標値と同数値で目標達成とする。(1m³単位でしか判別できない為)
- ※2コピー用紙使用量は「g」単位で、また産業廃棄物は「kg」単位で確認できる様、小数点第3位までの数値(それ以下は切り上げ)とする。
- ・グリーン調達・購入の実施については、環境に配慮した製品(種類)に置き換えた回数を記載する。
- ・地域貢献活動の実施については、会社周辺の清掃活動の実施回数を記載する。(目安を月2回とする。)
- ・製品に関する環境配慮活動の実施については、改善ミーティングの実施回数を記載する。(目安を週1回とする。)
- ・項目6・7・9に関しては基準値を毎年の目標値とする。

6 グリーン調達・購入の実施

- ・ グリーン調達・購入対応品への切り替え促進
⇒備品等、グリーン調達対応品への切り替え対応
見直せるもの(切り替え可能のもの)については定期的に見直した。
- ・ 調達方法/物品の定期見直し
⇒購入品における原材料をメーカーへ問い合わせ、SDS取り寄せ・管理保管した。
(購入履歴のない原材料について)
- ・ 原材料/購入品の化学物質の把握・管理
⇒原材料に含まれる化学物質の管理を行った結果、
含有量的にはPRTR制度の届出対象外であることが分かった。

7 地域貢献活動の実施

- ・ 会社周辺の定期的な清掃活動
⇒会社前の草刈り・ゴミ拾いを定期的に行った。
会社周辺・駐車場に関しては定期的に除草剤を撒くことにした。

8 製品中の化学物質の把握と管理

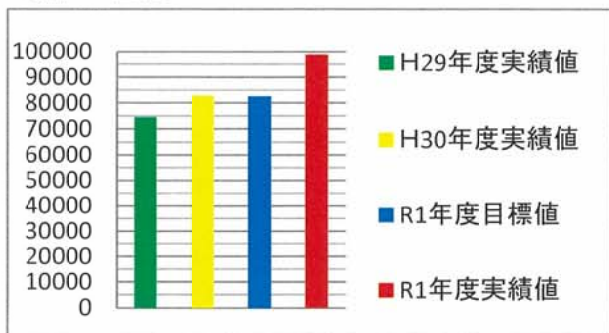
- ・ 使用製品/原材料における化学物質の把握と管理 (購入先問合せ/資料管理)
⇒購入品における原材料をメーカーへ問い合わせ、SDS取り寄せ・管理保管した。
- ・ 顧客より問い合わせの際の情報開示(上記情報)
⇒顧客より上記情報の問い合わせ・送付依頼があった際に迅速に対応(情報開示)する。

9 製品に関する環境配慮活動の実施

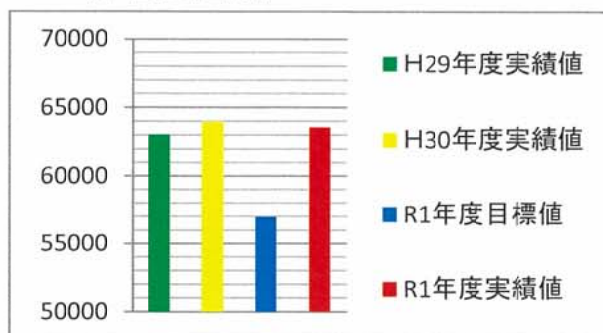
- ・ 生産効率の改善/上昇
⇒生産効率の改善/上昇・不良品の削減のために製造部では月2回安全教育を行っている。
(生産用新治具の考案作成・設備仕様上の注意点等)
- ・ 不良品の削減 ・ 在庫の整理/状況把握(原材料等)
⇒在庫の状況を管理しやすくする為、ミスをなくすために始業前・終業後清掃、
定期的な工場内・倉庫整理(端材整理)・設備メンテナンスを行っている。

目標及び直近2年との比較の為、グラフをまとめました。

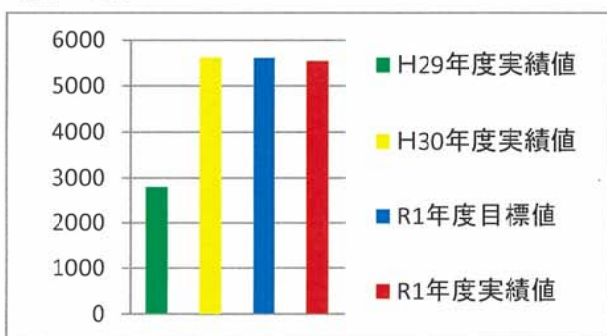
購入電力



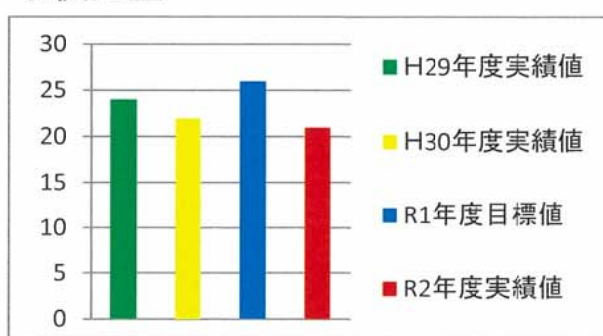
CO2排出量合計



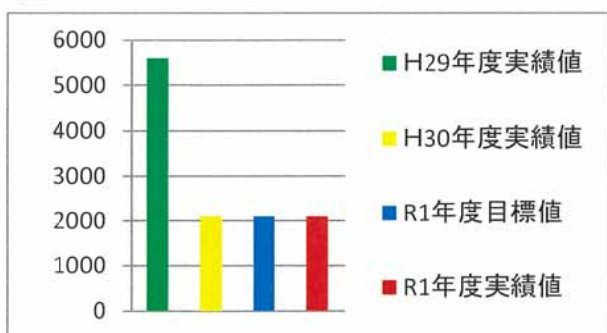
ガソリン



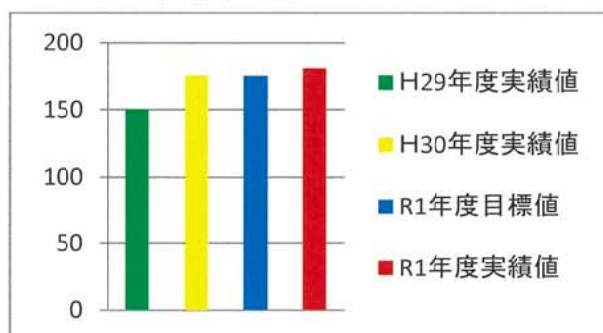
水使用量



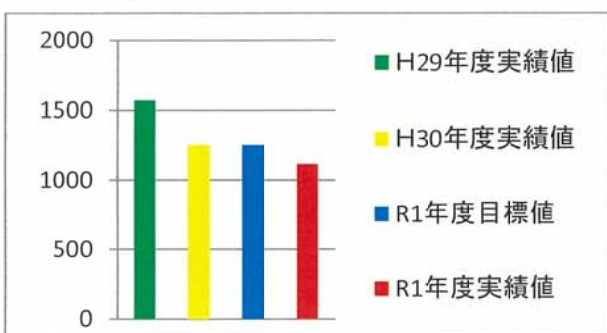
軽油



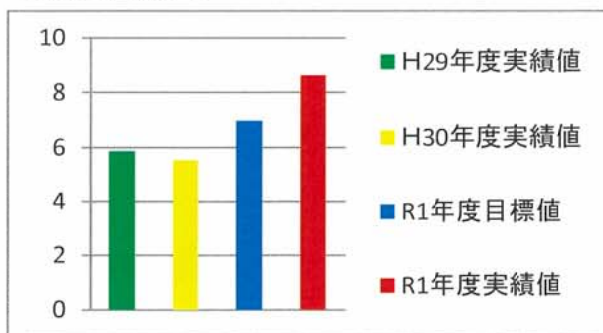
コピー用紙使用量



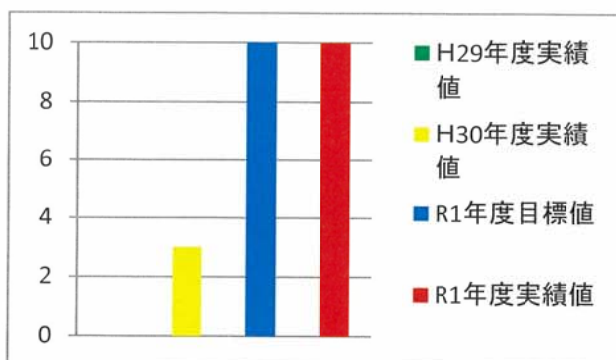
灯油使用量



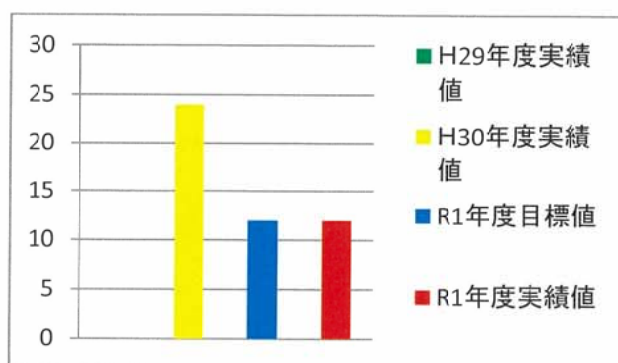
廃棄物削減



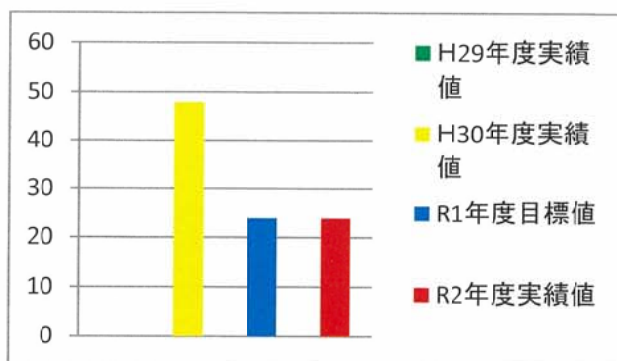
グリーン調達・購入



地域貢献活動



環境配慮活動



8. 環境経営活動取組結果とその評価、次年度の取組み内容

<1: 購入電力量削減>

環境目標値: 82706kWhに対して取組結果99003kWhと約20%の増加となり目標超過となった。
引き続き節電の周知に努める。

取組み内容

各電源スイッチのところに<節電シール>を貼り節電を呼び掛けた。



<2: 燃料使用量削減>

ガソリンについては目標値5608ℓに対して、実績値5546ℓと約1%の削減となり目標達成となった。
軽油については目標値2105ℓに対して、実績値2106ℓと約1%の増加となり目標超過となった。
灯油については目標値1257ℓに対して、実績値1120ℓと約11%の削減となり目標達成となった。

軽油に関しては、目標は超過したが、昨年実績2110ℓよりは減少しており、目標の再設定は不要と考える。

次年度は上記の結果を考慮し、引き続き削減に努める。

取組み内容

その他、ガソリン・軽油については<運行記録票>に記入を呼び掛け、エコ運転を心掛けた。

<3:水使用量削減>

環境目標26m³に対して、取組結果21m³と約25%の削減となり目標達成となった。
引き続き節水を心がけていく。

取り組み内容

水漏れテストの実施

各蛇口に<節水シール>を貼り、節水を呼びかけた。



<4:コピー紙使用量削減>

環境目標175.520kgにたいして、取組結果181.060kgと約3%の増加となり目標超過となった。
裏紙の再利用など、紙の節約に今後も努める。

取り組み内容

各コピー機に<紙節約シール>を貼り、紙の節約に努めた。

紙の両面使用(裏紙使用)を呼び掛けた。



<5: 廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)削減>

環境目標6.983tに対して、取組結果8.631tと約24%の増加となり目標超過となった。
引き続き廃棄物削減を心掛ける。

取り組み内容

- ・樹脂廃棄物の分別の取り組みとして各場所に表示板を設置、分別に取り組みました。
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成30年度)分については、自治体担当部署へ令和1年度6月5日に提出しました。



<6: グリーン調達・購入実施の実施>

- ・グリーン調達基準に基づき、部品及び原材料の調達品に含有される環境関連物質の管理を実施した。
- ・備品等、切り替え可能なものに関しては、グリーン調達対応品への切り替えを購入担当者へ呼びかけをした。
- ・カタログ、テープ類等計3種類変更した。

<7: 地域貢献活動の実施>

- ・会社前の草刈、ゴミ拾いを定期的に行った。
- ・会社周辺、駐車場に関しては除草剤を定期的に撒くことにした。
- ・月1回を目安として行った。



<8: 製品中の化学物質の把握と管理>

- ・購入品の新規の物に関しては昨年度に引き続き、SDS又は類似書式の物を取得する。
- ・次年度も継続して、含有化学物質の管理の実施、化学物質使用量の把握及び環境関連法規等を遵守できるように活動を行う。

<9: 製品に関する環境配慮活動の実施>

- ・月2回の定期ミーティングの実施

ミーティング内容・・・ 安全教育(設備の使用方法・注意点の再確認・教育・指導)
生産効率改善の為の意見・気づいた点の報告
(改善結果の報告・生産用新治具の提案・製作報告等)

- ・不良品の削減や適正な在庫管理の為に以下の事を実施した。
 - ・始業前・始業後の清掃や作業前・作業後の後片付け、設備の稼働前点検
 - ・工場内・倉庫の原材料・端材等の定期的な整理整頓
 - ・設備の定期的な整備(メンテナンス)
- 今後も積極的に実施していく。

9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

・環境関連法規の遵守及び違反の有無

環境関連法規の遵守状況チェック結果に基づき代表者による見直しの中で、違反等は無かった。

・指摘・訴訟の有無

環境法規制の遵守活動を通じて、令和元年度において関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間無かった。
また、周辺住民からの苦情もなく、訴訟についても無かった。

環境関連法規等の順守状況のチェック結果

| | |
|----------|-----|
| 記録日 | 記録者 |
| R1年12月1日 | 丸塚 |

1/4

| 法律名等 | 対象設備 作業等 | 要求事項 | 法令条項 | 要求内容 | 順守状況の確認結果 | | | |
|------------------------------|---|-----------------------------|------------------------------------|--|--|----------------------------------|----|----|
| | | | | | 順守状況 | 判定 | | |
| 廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律 | 事業系一般 廃棄物 産業廃棄物 1.廃プラスチック類 2.木くず類 | 委託先業者選定基準 | 法6条の2第6項、第7項 | 収集・運搬・処分は許可を受けた一般廃棄物収集・運搬業者並びに一般廃棄物処分業者に委託すること 産業廃棄物が運搬されるまでの間、技術上の基準（規則8条：産業廃棄物保管基準）に従い、保管しなければならない。 ・飛散の防止対策を講じること ・見やすい場所に掲示板を設けること（大きさ：60cm×60cm以上） （表示：保管する廃棄物の種類、管理者、連絡先等） | 委託業者の許可書を確認した結果、問題はない。なかつた。 | 遵守 | 丸塚 | |
| | | 保管基準の遵守 | 法12条2項 則8条 | 同上 | 飛散など保管上の問題はなかつた。 掲示板は適切に、表示されている。 | 遵守 | 丸塚 | |
| | | 許可業者への委託 | 法12条5項 | 収集・運搬・処分は、許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者並びに産業廃棄物処分業者に委託すること | 過去1年間に契約した委託契約書で確認した結果、許可書の写しの添付を確認した。 | 遵守 | 丸塚 | |
| | | 委託基準の遵守 | 法12条6項 令6条の2 則8条の4、4の2、4の3 | ・収集運搬業者及び処分業者との書面による委託契約 ・委託契約書には許可書の写しの添付 ・委託契約書の保管：5年間保存 | 管理票に記載されている廃棄物の種類と契約書に記載されている許可品目、及び許可書に記載されている取扱う種類についてサンプリングして照合した結果、不都合は見当たらなかつた。 | 遵守 | 丸塚 | |
| | | 管理票（マニフェスト票）の交付 | | ・管理票の交付（発行）：廃棄物の種類ごと、運搬先ごと ・管理票の記載事項：廃棄物の種類、荷姿、最終処分を行なう所在地など | 当社の産業廃棄物を持ち出した時は必ず管理票が発行されていることを確認した。 | 遵守 | 丸塚 | |
| | | 管理票（マニフェスト票）の写しの送付を受けるまでの期間 | 法12条の3の1,5,7 則8条の20・21・26・28・29 | | ・交付から90日以内（運搬、処理処分）及び180日以内（最終処分）に管理票の写しが無返却の場合、照合確認とともに知事に届ける | 過去1年分の管理票の写しで確認した結果、未返却のものはなかつた。 | 遵守 | 丸塚 |
| | | 管理票（マニフェスト票）の写しの保存期間 | | ・管理票写し：5年間保存 | | 管理票の写しの保管状況を調べた結果、過去5年分の保存を確認した。 | 遵守 | 丸塚 |
| | | 管理票（マニフェスト票）に関する知事への定期報告 | 法12条の3第6項 則8条の27 | | 毎年6月30日までに前年度（3月31日以前の1年間）に交付した管理票の交付状況を様式第3号により知事に提出しなければならない | 令和1年6月に提出した（大牟田市は政令市であり市に提出） | 遵守 | 丸塚 |

環境関連法規等の順守状況のチェック結果

| | |
|----------|-----|
| 記録日 | 記録者 |
| R1年12月1日 | 丸塚 |

2 / 4

| 法律名等 | 対象設備 作業等 | 要求事項 | 法令条項 | 要求内容 | 順守状況の確認結果 | | |
|-----------|-----------------|--------------------|-----------|--|---------------------|----|----|
| | | | | | 順守状況 | 判定 | |
| 騒音規制 法 | コンプレッサー | 特定施設の事前届出と 変更届出 | 法第6条、法第8条 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事開始 30 日前までに特定施設の設置の届出 ・ 特定施設の敷等の変更は工事開始 30 日前までに変更届出 | 設備変更無し | 遵守 | 丸塚 |
| | | 規制基準の遵守 | 法第5条 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界線上において 60 デシベル以下保持が必要 (残業時 19 時以降は 50 デシベル以下) | 騒音に対する外部からの 苦情無し | 遵守 | 丸塚 |
| 振動規制 法 | コンプレッサー せん断機 | 特定施設の事前届出と 変更届出 | 法第6条、法第8条 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事開始 30 日前までに特定施設の設置の届出 ・ 特定施設の敷等の変更は工事開始 30 日前までに変更届出 | 設備変更無し | 遵守 | 丸塚 |
| | | 規制基準の遵守 | 法第5条 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界線上において 65 デシベル以下保持が必要 (残業時 19 時以降は 60 デシベル以下) | 騒音に対する外部からの苦情無し | 遵守 | 丸塚 |
| 消防法 | 危険物 | 少量危険物の保管 | 第二章 第九条の四 | <p>危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びびわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定める。</p> <p>指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第一七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は、市町村条例で定める。</p> | 貯蔵庫の内容物を表記している | 遵守 | 丸塚 |

環境関連法規等の順守状況のチェック結果

| | |
|----------|-----|
| 記録日 | 記録者 |
| R1年12月1日 | 丸塚 |

3 / 4

| 法律名等 | 対象設備 作業等 | 要求事項 | 該当法令条項 | | | 要求内容 | 順守状況の確認結果 | |
|------|-------------|-----------|------------------|----|------------------|--|--|----------|
| | | | 法令 | 政令 | 省令 | | 順守状況 | 判定 |
| 浄化槽法 | 浄化槽 | 設置・変更・廃止届 | 法 5-1 | | | 設置、変更の届けを知事に行う。 知事は届出受理後21日以内(法 13-1,2 の認定を受けた型式については10日以内)に改善の勧告ができる。知事からの通知の後でなければ着工してはならない。 廃止したときは30日以内に知事に届出 | 大牟田市浄化槽維持管理記録表 維持管理者 株式会社 森商事 浄化槽法定検査結果書 当社の浄化槽はみなし浄化槽(単独方式)の為、浄化槽からの放流水の水質基準は適用除外。 活動期間 (H31年3月~R1年11月) において維持管理者(森商事より違反等の指摘はありません。 | 丸塚 遵守 |
| | | | 法 5-2,4 | | | | | |
| | | | 法 11 の 2 | | 則 9 の 3 | | | |
| | | | 法 4-1 | | 則 1 の 2 | 浄化槽から排出される水質の技術上の基準は BOD20 ㎎/L以下、BOD 除去率 90%以上 | | |
| | | 浄化槽の規準 | 法 4-2 法 4-5,6 | | 則 1 | 構造基準は建築基準法、その政令、また条例による。 浄化槽工事の技術上の基準は国土交通省令、環境省令で定める。都道府県は、条例で技術上の基準を定めることができる。 | | |
| | | | 法 7-1,2 | | 則 4-1,2 | 浄化槽管理者(浄化槽の管理について権限を有するもの)は使用開始後3月を経過した日から5月の間に指定検査機関の水質検査を受けなければならない。指定検査機関は定める事項を遅滞なく知事に報告する。 浄化槽管理者は最初の保守点検を浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。 | | |
| | | 法定検査 | | | 則 5-1 則 5-2,3 | 浄化槽管理者は、保守点検又は清掃の記録を作成しなければならぬ。但し、法 10-3 により委託をした場合は、委託者は記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならぬ。交付の際その内容を説明しなければならぬ。 受託者は、記録の写しを3年間保存しなければならぬ。 | | |
| | | | 法 11-1 | | 則 5-9 則 9 | (定期検査) 浄化槽管理者は則 9 に定める検査を毎年1回指定検査機関で受けなければならない。 検査内容は外観検査、水質検査、書類検査がある。 | | |

環境関連法規等の順守状況のチェック結果

| | |
|----------|-----|
| 記録日 | 記録者 |
| R1年12月1日 | 丸塚 |

4 / 4

| 法規名等 | 対象設備 作業等 | 要求事項 | 法令条項 | 要求内容 | 順守状況の確認結果 | | | |
|--------------|----------------|-------------------------------|----------|---|--|-------------|----|----|
| | | | | | 順守状況 | 判定 | | |
| フロン排 出抑制法 | コンプレッサー 作業等 | 第一種特定製品 | 法第2条第3項 | 業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。 | コンプレッサー・スポットクーラー・エアコン | 遵守 | 丸塚 | |
| | | 第一種特定製品の 管理者の判断の基準 | 法第16条第1項 | 簡易点検の実施 (第1種特定製品の所有(管理)者は、3ヶ月の1回以上簡易点検を行うこと 漏洩又は故障時は、速やかに修理を行うこと 第1種特定製品ごとに、点検及び整備にかかわる事項を記載した記録簿を備えなければならない。 第1種特定製品を破棄するまで、記録簿を保存しなければならない。 | | 遵守 | 丸塚 | |
| | エアコン | 第一種特定製品 整備者の充てんの 委託義務 | 法第37条第1項 | 第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充てんする必要がある時は、当該フロン類の充てんを第一種フロン類充てん回収業者に委託しなければならない。 | フロン類の充てん無し | — | 丸塚 | |
| | | 第一種特定製品整備 者の引き渡し義務 | 法第39条第1項 | 第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充てん回収業者に委託しなければならない。 | フロン類の回収無し | — | 丸塚 | |
| | エアコン | 第一種特定製品廃棄 等実施者の引き渡し 業務 | 法第43条第1項 | 第一種特定製品廃棄等実施者は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充てん回収業者に対し、冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。 | フロン類の引き渡し無し | — | 丸塚 | |
| | | 第一種特定製品廃棄 等実施者による書面 の交付 | 法第43条第1項 | 第一種フロン類充てん回収業者に自ら引き渡す時は、第一種特定製品廃棄等実施者の氏名または名称及び住所等を記載した書面を交付しなければならない。 | フロン類の引き渡し無し | — | 丸塚 | |
| | | | 委託確認書の交付 | 法第43条第2項 | 第一種フロン類充てん回収業者への引き渡しを他の者に委託する場合は、当該引き渡しの委託に係る契約を締結したときは、委託確認書を交付しなければならない。 | フロン類の引き渡し無し | — | 丸塚 |

10: 代表者による全体評価と見直しの結果

1、環境経営システムの有効性評価

令和元年度は、計画、実施、評価、見直しを含め社員の理解も進んでいる。
引き続き環境負荷低減の為、全社員一丸となって今後も進めていく。

2、環境への取り組み状況の評価

環境目標として掲げている購入電力・軽油・コピー紙使用量・廃棄物削減(一般・産業廃棄物)の4項目が目標値を超過した結果となった。

昨年度に比べ売上高が増加し、工場稼働率が上がったことも、原因の一つと考えられる。

廃棄物に関しては、不良在庫等を一齐に処分した為、目標値を超過したと思われる。今後の方針として、定期的に処分する有無の確認・社内用の治具政策などに活用する事で急激な廃棄物量の上昇を防ぐと共に作業効率の改善・上昇に繋げていきたいと思う。

引き続き削減に努めるように心がける。

・環境活動計画の実施及び運用結果

…各部門の環境活動計画に従い適切に処理されていることを
環境管理責任者が随時確認し、必要に応じて報告を取りまとめることで管理をおこなっている。

・環境関連法規等の遵守状況

…6月と12月に環境管理責任者が入手した制度改正情報を元に改訂の確認を行った上で
判定を行ったものが環境関連法規等の遵守状況のチェック結果として
取り纏められている。

…全て項目の環境関連法規を遵守しており違反は無い。

・各部からの環境に関する苦情や要望

…苦情は無かった。要望に関しては昨年あった安全データシート等の要望は無かったが、
いつでも要望に応えられるよう、引き続き資料を整備していく。
順調であると評価する。

次年度以降の取り組み・改善

必要あり

必要なし

備考:

11:総 評

環境に大きな影響を及ぼしている活動、施設、設備などについて検討した結果、営業活動および製造製作において二酸化炭素排出量のほとんどを占めていることが特定出来た。営業活動では営業車の化石燃料の使用によるもの。製造製作では電力使用量によるものが大半となる。

社用車の買い替えに伴い、ガソリン・軽油の目標値を再設定を行った結果、今年度の燃料の大幅な超過と減少は解消された。

灯油に関してはH29年度(1572ℓ)(9.3℃)H30年度(1260ℓ)(11.3℃)本年度(1120ℓ)(11.4℃)と減少している。冬期の気温によって大きく影響を受けそうな項目ではあるので、併せて気象庁の冬期の福岡の平均気温も参考として表示する。

コピー用紙使用量については、前年度実績値(175.960kg)に対して本年度実績値(181.060kg)であった。前年度と比べ、約3%の増加となっていた。次年度は目標を達成出来るように努める。

また、作業員の健康の維持も環境活動に勝るとも劣らない大切なことであるので、無理な目標にならぬように持続可能な目標に再設定する。

上記のこともふまえて、引き続き環境配慮活動を行っていく。

環境効率指数:売上高(100万円)÷二酸化炭素排出量(ton)の推移は、平成29年度:1.74・平成30年度:1.45・本年度:1.56となり、平成30年度と比べ少し増加した。